

2020年度 関西学生女子ヨット選手権大会

帆走指示書

01. 規則

- 1.1 本大会には、『セーリング競技規則2017-2020』に定義された規則を適用する。
- 1.2 『関西学生ヨット連盟規約』、『470学連申し合わせ事項』、『スナイプ級学連申し合わせ事項(ただし、スナイプ級学連申し合わせ事項I.2は適用しない)』、『艇体への大学名表示に関する学連申し合わせ事項』を適用する。
- 1.3 RRS 付則Pが適用される。ただし、付則P1文中の『セール番号』は、『セール番号又は識別番号』と置き換える。これは付則P1を変更している。
- 1.4 RRS 付則Tが適用される。「レース後ペナルティー」を履行した艇は、得点略語「ARB」を用いて記録される。これは、RRS 付則A11を変更している。
- 1.5 【DP】は、その規則の違反に対するペナルティーを、プロテスト委員会の裁量により失格より軽減することができることを意味する。
- 1.6 【SP】は、レース委員会が審問無しに標準ペナルティーを適用することができる規則を意味する。これらの違反と関連するペナルティーのガイドラインは、関西学生ヨット連盟ホームページに掲載される。標準ペナルティーを課された艇の得点略語は「STP」である。レース委員会は抗議することもでき、その場合は審問を経てプロテスト委員会の裁量でペナルティーが決定する。これはRRS63.1、A5及びA11を変更している。
- 1.7 【NP】は、この規則の違反は艇による抗議の根拠とはならないことを意味する。これは規則60.1(a)を変更している。
- 1.8 規則40『個人用浮揚用具』を次のとおりとする。
 - (a) 【DP】次のように変更する。

『水上にいる間、衣類又は個人用装備を一時的に変えたり整えたりする場合を除き、競技者は個人用浮揚用具を着用しなければならない。ウェット・スーツとドライ・スーツは、個人用浮揚用具ではない。この項は規則第4章前文を変更している。』
 - (b) 国際スナイプ級クラス規則C3.1(a)に次を追加する。

『個人用浮揚用具には、浮力40N以上の個人用浮揚用具も含める。』

02. 競技者への通告

競技者への通告は、大会WEBページや、大会LINEオープンチャット等、オンラインで行われる。

※陸上本部前に公式掲示板は設置しない。

03. 帆走指示書の変更

- 3.1 帆走指示書(以下『指示』という)5.1、5.2の変更は、それが発効する前日の18:15までに掲示される。
- 3.2 指示5.4のブリーフィング開始時刻の変更は、9月22日(祝・火)10:20までに掲示、または口頭で指示する。
- 3.3 指示3.1および3.2以外の変更は、当日の09:30までに掲示される。

04. 陸上で発する信号

- 4.1 陸上で発する信号は、陸上本部前に掲揚する。
- 4.2 【SP】【NP】音響信号1声とともに掲揚されるD旗は、『艇の出艇を許可する。予告信号はD旗掲揚後40分以降に発する。ただし、予告信号を発する時刻は指示5.2の時刻より早まることはない。』ことを意味する。艇はこの信号が発せられるまで出艇してはならない。D旗がクラス旗の上に掲揚された場合、当該クラスのみ適用する。D旗の下にクラス旗が掲揚されない場合は、国際470級、国際スナイプ級の両クラスに適用する。
- 4.3 指示5.2に示されたその日の最初のレースの予告信号予定時刻の40分前までにD旗が掲揚されない場合、その日のレースは時間の定めなく延期されている。

05. レース日程

- 5.1 9月22日(祝・火)に予定されるレース数は4レースとし、15時00分より後に予告信号を発しない。
- 5.2 最初のレースの予告信号の予定時刻は11:25とし、引き続きの予告信号は前のクラスのスタート後に適宜に発せられる。
- 5.3 1つのレース又は一連のレースが間もなく始まることを注意喚起するために、予告信号を発する少なくとも5分以前に音響信号1声とともにレース委員会信号船にオレンジ色のスタート・ライン旗を掲揚する。
- 5.4 ブリーフィング

9月22日(祝・火)10:20より、オンラインを用い、レース委員会・プロテスト委員会・選手・監督・コーチによるブリーフィングを行う。

06. クラス旗

クラス旗は次のとおりとする。

| クラス | 国際470級 | 国際スナイプ級 |
|-----|--------|---------|
| 旗 | 470旗 | スナイプ旗 |

07. レース・エリア

【添付図A】に、レース・エリアの位置を示す。

08. コース

- 8.1 【添付図B】の見取り図は、レグ間の概ねの角度、通過するマークの順序、それぞれのマークをどちら側に見て通過するかを含む帆走コースを示す。
- 8.2 予告信号以前に、レース委員会信号船に帆走コースを示す文字及び最初のレグのおおよそのコンパス方位を掲示する。

09. マーク

- 9.1 マーク1、マーク2はオレンジ色の三角錐ブイとする。
- 9.2 スタート・マークは、スタート・ラインのスターボードの端にあるレース委員会信号船とポートの端にある黄色の円筒形ブイとする。
- 9.3 フィニッシュ・マークは、スターボードの端に位置するレース委員会船とポートの端にあるオレンジ色の円筒形ブイとする。
- 9.4 指示11に規定する新しいマークは、黄色の円筒形ブイとする。
- 9.5 マークの数字は無視するものとする。

10. スタート

- 10.1 スタート・ラインは、スタート・マーク上にオレンジ色旗を掲揚しているポールとポートの端のスタート・マークのコース側との間とする。
- 10.2 スタート信号の4分以降にスタートする艇は、審問なしにスタートしなかった「DNS」と記録される。これは規則A4、A5を変更している。
- 10.3 規則30.4の「セール番号」を「識別番号」に置き換える。これは規則30.4を変更している。規則30.4に基づくレース委員会による掲示は、レース委員会信号線のスターン掲示板に行われる。
- 10.4 【NP】【DP】他のクラスのレースのスタート手順の間、予告信号が発せられてないクラスの艇は、スタート・エリアを回避しなければならない。【添付図C】にスタート・エリアを示す。
- 10.5 ゼネラル・リコールの際、艇に速やかに知らせるため、レース委員会信号船以外のレース委員会船にも「第1代表旗」を掲揚する場合がある。ただし、レース委員会信号船以外の当該レース委員会船が行う「第1代表旗」の掲揚・降下については、規則レース新号「予告信号は、降下の1分後に発する」の意味を持たないものとし、また、音響の有無も無視されるものとする。これは規則レース信号及び規則29.2を変更している。

11. コースの次のレグの変更

コースの次のレグを変更するために、レース委員会は新しいマークを設置またはフィニッシュ・ラインを移動し、実行できれば直ぐに元のマークを除去する。その後の変更で新しいマークを置き換える場合、そのマークは元のマークで置き換える。

12. フィニッシュ

- 12.1 フィニッシュ・ラインは、スターボードの端にあるフィニッシュ・マーク上に青色旗を掲揚しているポールと、ポートの端のフィニッシュ・マークのコース側との間とする。
- 12.2 レース委員会は、フィニッシュ記録作業補助のためにフィニッシュ・ライン外側にレース委員会船を配置することがある。

13. コースの短縮又は中止

- 13.1 レース委員会は規則32.1以外に、レースの公正性に影響を及ぼすと考えられる大きな風向の変化・風速低下が発生した場合、コース短縮または中止することができる。この項に基づきレース委員会がレースを継続又は中止したことについて、艇による抗議又は救済の要求の根拠とはならない。これは規則62.1(a)を変更している。
- 13.2 スタート信号後にレースを中止する場合、艇に速やかに知らせるため、レース委員会信号船以外のレース委員会船にも「N旗」「H旗上にN旗」或いは「A旗上にN旗」を掲揚することがある。但し、レース委員会信号船以外の当該レース委員会船が行う「N旗」の掲揚・降下については、規則レース信号「予告信号は、降下の1分後に発する」の意味を持たないものとし、また、音響の有無も無視されるものとする。これは規則レース信号および規則32.1を変更している。

14. タイム・リミットとターゲット・タイム

- 14.1 タイム・リミットとフィニッシュ・ウィンドウ及びターゲット・タイムは次のとおりとする。

| クラス | タイム・リミット | マーク1タイム・リミット | フィニッシュ・ウィンドウ | ターゲット・タイム |
|---------|----------|--------------|--------------|-----------|
| 国際470級 | 80分 | 25分 | 15分 | 40分 |
| 国際スナイプ級 | 80分 | 25分 | 15分 | 45分 |

- 14.2 マーク1タイム・リミット内に1艇もマーク1を通過しなかった場合、レース委員会はそのレースを中止する。
この項は規則32.1を変更している。ターゲット・タイムどおりにならなくても救済の根拠とはならない。
これは規則62.1(a)を変更している。
- 14.3 規則30.3及び規則30.4に違反しないでスタートした先頭艇が規則28.1に従いコースを帆走してフィニッシュから起算されるフィニッシュ・ウィンドウ内にフィニッシュしない艇は、審問なしに『フィニッシュしなかった(DNF)』として記録される。この項は規則35及びA4、A5を変更している。

15. 抗議と救済要求

- 15.1 抗議の意思を持つ艇は、陸上に帰着後、プロテスト委員会にオンラインでその旨を伝えることとする。
- 15.2 抗議書は事前にメールにて送付するので、女子委員長 秋元万結（参加申込み先と同じ）宛にメールにて申し込むものとする。抗議、救済要求、審問の再開要求は、適切な時間内にプロテスト委員会事務局（学連艇庫2階）にオンラインにて提出しなければならない。（通信環境が整わない場合は、プロテスト委員会事務局（学連艇庫2階）に設置された抗議書投函箱に投函するものとする。）
- 15.3 抗議締切り時刻は、その日の当該クラスの最終レース終了後、又はレース委員会が本日これ以上レースを行わないという信号を発した後、どちらか遅い方から60分とする。この時刻はオンラインで各大学に通知する。
- 15.4 レース委員会又はプロテスト委員会からの抗議を規則61.1(B)に基づき被抗議艇に伝えるために、当該委員会はオンラインで該当大学に通知する。
- 15.5 審問の場所及び時刻、抗議の当事者又は証人として指名された者を競技者に知らせるため、抗議締切り時刻後30分以内にオンラインで各大学に通知する。
- 15.6 付則Pに基づく規則42違反に対するペナルティーを課された艇のリストは、レース終了後オンラインで各大学に通知する。
- 15.7 指示4.2、10.4、17.1、17.2、18、19、20、22、23及び規則77、付則G、レース公示の違反は、艇による抗議の根拠とはならない。この項は規則60.1(a)を変更している。
- 15.8 審問再開の要求は、通告後20分以内にプロテスト委員会にオンラインでその旨を伝え、その後の指示を受けることとする。この項は規則66を変更している。
- 15.9 大会最終日では、プロテスト委員会の判決に基づく救済要求は、判決の掲示から20分以内にプロテスト委員会にオンラインでその旨を伝えその後の指示を受けなければならない。この項は、規則62.2を変更している。

16. 得点

- 16.1 大会が成立するためには、1レースを完了することを必要とする。
- 16.2 艇の得点は、完了したレースの得点の合計とする。
- 16.3 参加艇数は、「オープン参加になった艇」を含む今大会の当該クラスに登録(受付)を済ませた艇の数とする。
- 16.4 総合順位は、両クラスに各1艇以上参加した大学を対象とし、各大学で最も順位の良かった各両クラス1艇ずつのシリーズ得点を加算して総合得点とし、総合得点の少ない大学を上位とする。

17. 【NP】【SP】安全規定

17.1 出艇申告と帰着申告

(1)出艇申告

- ①当日のレースに出走しようとする場合、各大学の代表者は9時00分から11時00分までの間に、自大学の全ての艇の出艇状況の申告（出艇する、出艇しない、陸上で待機のいずれか）をオンラインで行なうものとする。
- ②陸上で待機の艇が実際に出艇する場合は、オンラインで出艇予定時刻を伝えた後に、出艇しなければならない。

(2)帰着申告

陸上に帰着した艇は、帰着次第すみやかに自大学の代表者に帰着の旨を伝えなければならない。また艇体の識別番号（バウナンバー）が第三者から識別し易い状態にしておかななければならない。大学の代表者はその日の当該クラスの最終レース終了後、又はレース委員会が本日これ以上レースを行わないという信号を発した後、どちらか遅い方から60分以内に自大学の全艇が帰着していることを確認し、オンラインでレース委員会に報告しなければならない。

レース委員会は、正当な理由がある場合には、その時間を延長しなければならない。

- (3)レースの途中で一旦陸上に帰着し、再度出艇する場合は、所定の帰着申告報告書、出艇申告書をレース委員会が設置する投函箱に投函するか、ヘルムスマン自身がレース委員会に電話連絡しなければならない。

17.2 【DP】リタイアの報告

- (1)リタイアしようとする艇は、速やかにレース・エリアを離れ、リタイアの意思を近くのレース委員会船又はプロテスト委員会船に伝えなければならない。

- (2) やむを得ない理由により、海上で報告できずに陸上に帰着する場合は、帰着後速やかに、陸上本部にその理由をオンラインで伝えなければならない。
- (3) レースをフィニッシュした後にリタイアする場合は、その日の抗議締切時刻までに、陸上本部に「リタイア報告書」をオンラインもしくは投函方式にて提出しなければならない。

17.3 リタイアの勧告と強制的救助

- (1) レース委員会又はプロテスト委員会は、艇が安全に帆走できないと判断した場合は、リタイアを勧告することができる。
- (2) また艇が緊急救助を必要とするような危険な状態だと判断した場合は、強制的救助活動を行うことがある。
- (3) (1)および(2)の場合、艇からの救済の要求は認められない。これは規則60.1(b)を変更している。

18. 【NP】【DP】乗員の交替

- 18.1 水上で乗員を交替する場合は、予告信号以前に参加艇もしくは支援艇Iよりレース委員会信号船に口頭で伝えなければならない。陸上で乗員を変更する場合は、オンラインもしくは投函方式にてレース委員会に伝えた後に出艇しなければならない。
- 18.2 乗員を交替した艇は、その日の抗議締切時刻までに、『乗員名簿・変更届』をオンラインもしくは投函方式にてレース委員会に提出しなければならない。

19. 【NP】【DP】装備の交換

- 19.1 損傷又は紛失した装備の交換は、レース委員会の事前の承諾なしでは許可されない。交換の要請は、最初の妥当な機会にレース委員会信号船にその旨を報告し、承認を得た後に行わなければならない。
- 19.2 水上においてメインセールの交換が認められた場合、その日のその後のレースに限り、セールの識別番号の貼付けは免除される。ただし、その場合も、レース委員会がその艇に割当てた識別番号以外の識別番号を貼付けていてはならない。

20. 【NP】【DP】装備と計測のチェック

- 20.1 艇又は装備は、クラス規則、レース公示及び帆走指示書に従っていることを確認するため、いつでも検査されることがある。
- 20.2 レース委員会により指定された艇は、検査のために直ちに水上・陸上の指定されたエリア・場所に向かう、もしくは艇を持ち込まなければならない。

21. 運営艇の識別

- 21.1 レース委員会船には、「白地に赤字でRC」と記載した識別旗を掲揚している。
- 21.2 プロテスト委員会船には、「白地に赤字でJ」と記載した識別旗を掲揚している。
- 21.3 紛失等による運営艇の識別旗の非掲揚は、艇からの救済要求の根拠とはならない。
これは規則62.1(a)を変更している。

22. 【NP】【DP】支援艇

- 22.1 支援艇の『出艇申告』は各大学の代表者により9時00分から11時00分までの間に、自大学の全ての支援艇の出艇状況の申告（出艇する、出艇しない、陸上で待機のいずれか）をオンラインで行なうものとする。
陸上で待機の支援艇が実際に出艇する場合は、オンラインで出艇予定時刻を伝えた後に、出艇しなければならない。
- 22.2 支援艇の帰着申告は不要とする。ただし両クラス全てのレースが終了するまでにレース海面を離れる場合は、その旨をレース委員会に報告するものとする。
- 22.3 支援艇は、水上にいる間、大会本部で貸与する識別旗を目視ができるよう掲揚しなければならない。
識別旗は、支援艇Iは黄緑色旗、支援艇IIは緑色旗とする。
- 22.4 支援艇はレース中か否かにかかわらず、常に一般船舶の動きに目を配り、一般船舶の航行を妨げてはならない。
- 22.5 支援艇は、艇、レース委員会船及びプロテスト委員会船を妨げてはならない。又レース中の艇に引き波の影響を与えるような航行をしてはならない。
- 22.6 支援艇は、最初にスタートするクラスの予告信号の時刻から、全ての艇がフィニッシュするか若しくはリタイアするか又はレース委員会が延期、ゼネラル・リコール若しくは中止の信号を発するまで、艇がレースをしているエリアの外側にいなければならない。又スタート・ラインの延長線上にはいてはならない。（【添付図D】参照のこと）
- 22.7 支援艇は、レース委員会及びプロテスト委員会の無線通信を傍受してはならない。
- 22.8 支援艇は、ハーバー内に於いては、できる限り引き波を立てないようデッドスローで航行しなければならない。
- 22.9 レース委員会船に『数字旗8』が掲揚された場合、『支援艇は、レースをしているエリアを含む全エリアに於いて、危険な状態にある艇を可能な限り速やかに救助しなければならない。』ことを意味する。
この信号はレース中であっても発せられることがある。この場合、指示22.5、22.6は適用しない。

2.2.10 支援艇は、関与するチームの艇が帆走不能となり、陸上に帰着する必要がある場合は、当該艇の陸上帰着を責任を持ってサポートしなければならない。

2.2.11 支援艇のドライバーは、水中でエンジンをかけている間、キルコードを着用しなければならない。

2.3. ごみの処分【DP】

ごみは支援艇または大会運営艇に渡してもよい。

2.4. 賞

2.4.1 クラス別の第1位～第3位の艇に賞状を、また第1位の艇に賞品を与える。

2.4.2 総合の第1位～第3位の大学に賞状を、また第1位の大学に賞品を与える。

2.5. 責任の否認

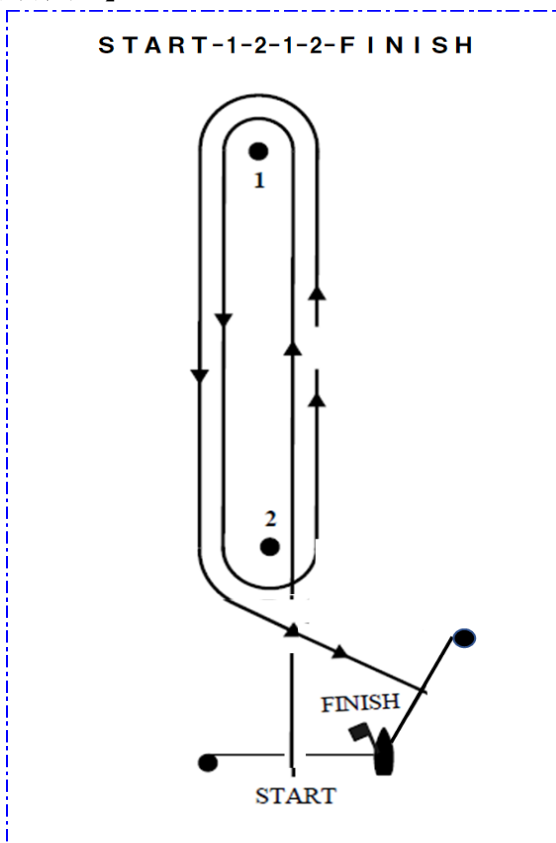
競技者は、完全に自己の責任でこのレガッタに参加する。規則4「レースをすることの決定」参照。主催団体は、レガッタの前後、期間中に生じた物的損傷又は人身傷害、新型コロナウイルス感染、もしくは死亡によるいかなる責任も負わない。

以上

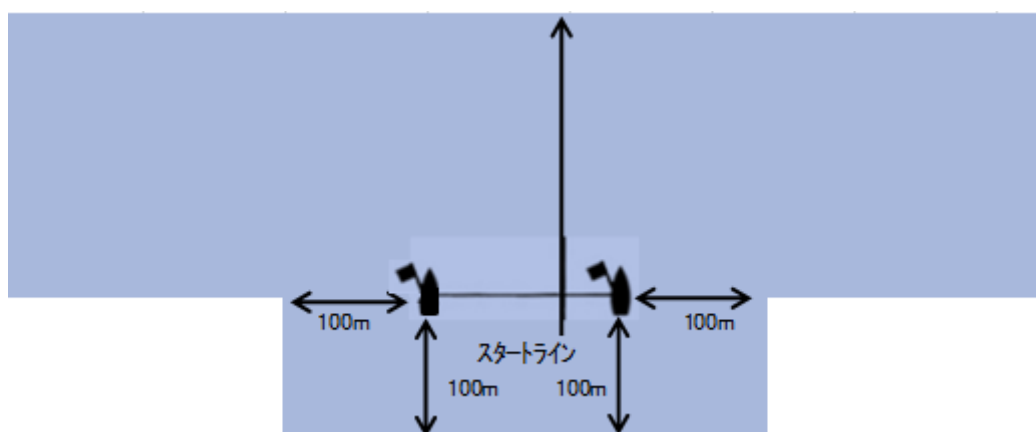
【添付図A】

レース公示の【添付図B】を参照ください。

【添付図B】



【添付図 C】 S I 1 0 . 4 に規定するスタート・エリア



【添付図 D】 S I 2 2. 6に規定する「艇がレースをしているエリア」

※ 全ての支援艇は、レース中、破線の内側に入ってはならない。

